

## 概要

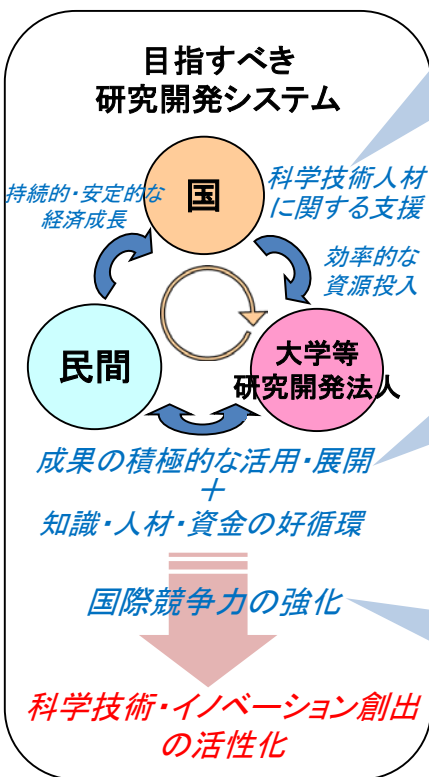
人口減少・少子高齢化等の進行や国際競争の激化等、国内外の動向を踏まえ、我が国が科学技術・イノベーションの創出の活性化を通じた知識・人材・資金の好循環の実現により持続的・安定的な経済成長や社会の発展を図るため、科学技術・イノベーション創出の活性化に必要な事項等について、措置を講じたもの。

## 主な経緯

- 平成20年6月11日 研究開発力強化法 公布
- 平成20年10月21日 研究開発力強化法 施行
- 平成25年12月13日 改正研究開発力強化法 公布、施行（※労契法特例、出資以外）
- 平成26年4月1日 改正研究開発力強化法 施行（※労契法特例、出資のみ）
- 平成30年12月14日 科学技術・イノベーション活性化法 公布
- 平成31年1月17日 科学技術・イノベーション活性化法 施行

## 主な内容

※太字項目は法律事項



### ◆科学技術イノベーションを支える人材に関する支援策

- ・卓越した研究者等の育成やリサーチアドミニストレータ制度の確立等(第10条)
- ・若手研究者等の能力の活用(第12条)
- ・**労働契約法の特例(第15条の2)**  
大学等及び研究開発法人の教員等、研究者、技術者、リサーチアドミニストレーターが、無期労働契約に転換する期間を5年から10年に延長。民間企業の研究者等で、大学等・研究開発法人との共同研究に専従する者も同様。
- ・**研究公務員の任期付き採用を認める措置(第16条)**や**退職手当計算上の不利益の解消(第17条)** 等

### ◆研究成果の積極的な活用・展開等に関する支援策

- ・**基金の造成(第27条の2、第27条の3)**  
予算が措置された場合、個別の法改正によらず、資金配分機関への基金造成が可能。
- ・我が国及び国民の安全に係る研究開発やハイリスク研究への必要な資源配分(第28条)
- ・迅速かつ効果的な物品・役務の調達(第32条の2)や研究開発施設等の共用の促進(第35条)
- ・**株式又は新株予約権の取得及び保有等(第34条の4、第35条の5)**  
法人発ベンチャー支援に際して、一定の条件の下での株式又は新株予約権の取得及び保有が可能。
- ・**研究開発法人による出資等の業務(第34条の6)**  
法人発ベンチャー等に対して金銭や現物による出資等を行うことができる法人として、22法人を別表第3に規定。
- ・**国有施設等の使用(第36条)**  
国以外の者が行っている研究開発が、国の研究開発と密接に関係する場合、国有の試験研究施設の廉価使用を認める。 等

### ◆我が国の国際競争力強化に関する支援策

- ・**外国人の研究公務員への任用(第14条)**
- ・国際的に卓越した研究開発等の拠点の整備、充実等(第19条)
- ・**国が行う国際共同研究に係る特許発明等の実施(第21条)**  
国が行う国際共同研究の成果に係る国有特許権又は実用新案権を、国際共同研究の構成員である外国政府等が実施する場合、財政法の特例として無償又は廉価で実施させることができるよう措置。
- ・研究開発等の適切な評価等(第34条) 等

(※上記の他、基本理念(第3条)や、国、地方公共団体、研究開発法人等の責務(第4条～第6条の2)、関係者間の連携強化(第7条)等についても規定。)